

第2部 ヒアリング調査

I 調査概要

1 調査の目的

川崎市子どもの権利に関する条例第38条第2項の規定に基づき、第4期子どもの権利委員会が市長から諮問された「子どもの権利条例の広報・啓発について」の検証を行なうにあたり、その基礎となる資料を得るために、平成23年3月に「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」（11～12歳800人、13～15歳800人、16～17歳800人、18歳以上1,500人を住民基本台帳・外国人登録原票から無作為抽出によるアンケート調査）を実施した。

しかし、アンケート調査では個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分に把握しきれないことから、各関係機関の協力を得て、これらの子どもに対して直接聴き取り（ヒアリング）を行なうことにより、子どもの実態や子どもの権利に関する意識を含む条例の認知度、定着度を把握することを目的とした。

2 調査の設計

(1) 調査対象

11歳から17歳までの次の子どものうち調査に協力してくれる者

- ア 児童養護施設等に入所している子ども
- イ 多様な文化的背景をもつ子ども
- ウ 障がいのある子ども
- エ 不登校の子ども

※ 詳細は次ページ<別表>、各対象別に掲載（18歳の施設利用者含む）

(2) 調査時期 平成23年7月

(3) 調査方法

- ア ヒアリングは川崎市子どもの権利委員会委員のうち、1名以上が、子ども一人当たり20分程度行い、事務局職員が記録する。
- イ 施設の職員又は保護者は、原則として立ち会わない。（通訳や介助者等は除く）
- ウ 対象となる子どもには、事前にお問い合わせの配布や、直前のオリエンテーションにより、子どもにも理解できるようにする。
- エ ヒアリング時の呼出しや記録等は、子ども個人が特定できないように、実名等での取扱いを行わない。

(4) ヒアリング項目

- ア 子どもの興味・関心、楽しみについて
- イ 子どもの安心できることや、居場所について
- ウ 困っていることと、相談先について

エ 子どもの権利条例の認知度について

オ 子どもの意見表明について

以上の共通項目の他、対象ごとの個別項目を設けている。詳細は、次ページ以降、各対象別に掲載している。

なお、ヒアリング終了時に自分自身が以下の6項目に関してどのように感じているかについて質問紙によるアンケート（4件法：いいえ—どちらかといえばいいえ—どちらかといえばはい—はい）を実施した。

項目

- ①ありのままの自分でいいんだと思う
- ②最近、安心して（ホッとして）生活が送れている
- ③自分を信頼してくれている人がいると感じる
⇒それは誰ですか
- ④困っていること（心配していること、不安なこと、なやみ）を聴いてくれる人がいる
⇒それは誰ですか
- ⑤いまの自分に自信がある
- ⑥自分はいろいろとうまくやれていると思う

項目設定の意図は、①で自分を受け容れているかどうかという自己受容感、②で安心感、③・④で他者を受け容れ、他者から受け容れられているという受容感、⑤・⑥で自己肯定感を把握することにある。本アンケートでは、これらを「自己評価（自己肯定感）」に含まれる指標と考えている。

< 別 表 >

対象区分	施設区分	対象者数
児童養護施設等に 入所している子ども (いずれも市内施設)	児童養護施設	8
	児童自立援助ホーム	3
	一時保護所	8
多様な文化的背景を もつ子ども	県内外国人学校	17
	市内生涯学習施設	7
障がいのある子ども	市内県立養護学校	5
不登校の子ども	市内フリースペース	8
合 計	7施設	56人